

==== 公布された条例のあらまし ====

条例の廃止等に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

- (1) 必要性の薄れている条例等を一括して廃止する。
- (2) 条例による規制・制度の運用状況、必要性等を適時に検討し、条例の見直しを行うことができるよう、条例の適用期限を設定する。
- (3) その他関係条例等について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 条例の廃止

次の条例は、廃止する。

ア 鳥取県条例の形式を左横書きに改正する条例

イ 日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除及び出納長等の賠償の責任に基く債務の免除に関する条例

ウ 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除に関する条例

エ 恩給の年額の昭和41年改定に関する条例

オ 恩給の年額の昭和49年改定に関する条例

カ 個人の県民税に係る鳥取県税条例の臨時特例に関する条例

キ 鳥取県観光総合審議会設置条例

ク 鳥取県宅地建物取引業審議会条例

ケ 鳥取県中小企業振興対策審議会設置に関する条例

コ 鳥取県農村地域工業等導入促進審議会条例

サ 鳥取県職業能力開発審議会条例

シ 鳥取県水産業振興審議会条例

(2) 次の条例に、条例の適用期限を設定する。

条 例 名	条例の適用期限
ア 鳥取県暴走族根絶条例	平成22年 3月31日
イ 鳥取県環境影響評価条例	平成21年12月31日
ウ 鳥取県環境美化の促進に関する条例	平成22年 3月31日
エ 鳥取県魚介類行商条例	平成22年 3月31日
オ 鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例	平成20年 3月31日
カ 鳥取県民に迷惑をかける犬又は猫の飼育の規制に関する条例	平成22年 3月31日

(3) その他の改正

ア 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例について、当該条例による年金受給権等に係る時効に関する規定を削除する。

イ 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例について、(1)のエ及びオの条例の廃止に伴う措置に関する規定を整備する。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、公布の日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターへの職員の引継ぎに関する条例の新設について

1 条例の新設理由

地方独立行政法人法第7条の規定に基づき設立する地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの成立の際、当該法人に職員を引き継ぐために条例で定めるべき県の内部組織を定める。

2 条例の概要

- (1) 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの成立の際、当該法人に職員を引き継ぐ県の内部組織は、廃止前の鳥取県産業技術センター条例第1条に規定する鳥取県産業技術センターとする。
- (2) 施行期日は、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの成立の日とする。

鳥取県特別会計条例の新設について

1 条例の新設理由

特別会計ごとに設定している根拠条例を一本化し、一覧性を確保するとともに、特別会計の適正な管理を図る。

2 条例の概要

(1) 趣旨	この条例は、鳥取県における特別会計の設置その他特別会計に関し必要な事項を定めるものとする。																						
(2) 設置	<p>地方自治法の規定に基づき、次のとおり、特別会計を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="408 797 1369 1792"> <thead> <tr> <th data-bbox="408 797 625 837">名 称</th> <th data-bbox="625 797 1369 837">設置目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="408 837 625 965">鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計</td> <td data-bbox="625 837 1369 965">用品の調達その他事務の集中管理事業の円滑な運営及びその経理の適正化を図ること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 965 625 1048">鳥取県収入証紙特別会計</td> <td data-bbox="625 965 1369 1048">収入証紙の売りさばき及び収入証紙による収入を適正に運営すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 1048 625 1131">鳥取県県営林事業特別会計</td> <td data-bbox="625 1048 1369 1131">県営林事業の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 1131 625 1258">鳥取県県営境港水産施設事業特別会計</td> <td data-bbox="625 1131 1369 1258">鳥取県県営境港水産物地方卸売市場の事業の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 1258 625 1341">鳥取県県立学校農業実習特別会計</td> <td data-bbox="625 1258 1369 1341">県立学校における農業実習の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 1341 625 1469">鳥取県天神川流域下水道事業特別会計</td> <td data-bbox="625 1341 1369 1469">天神川流域下水道事業の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 1469 625 1552">鳥取県港湾整備事業特別会計</td> <td data-bbox="625 1469 1369 1552">港湾整備事業の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 1552 625 1635">鳥取県育英奨学事業特別会計</td> <td data-bbox="625 1552 1369 1635">育英奨学事業の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 1635 625 1718">鳥取県公債管理特別会計</td> <td data-bbox="625 1635 1369 1718">公債費の経理を明確にすること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 1718 625 1800">鳥取県給与集中管理特別会計</td> <td data-bbox="625 1718 1369 1800">職員給与費の経理を円滑に行うこと。</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	設置目的	鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計	用品の調達その他事務の集中管理事業の円滑な運営及びその経理の適正化を図ること。	鳥取県収入証紙特別会計	収入証紙の売りさばき及び収入証紙による収入を適正に運営すること。	鳥取県県営林事業特別会計	県営林事業の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。	鳥取県県営境港水産施設事業特別会計	鳥取県県営境港水産物地方卸売市場の事業の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。	鳥取県県立学校農業実習特別会計	県立学校における農業実習の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。	鳥取県天神川流域下水道事業特別会計	天神川流域下水道事業の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。	鳥取県港湾整備事業特別会計	港湾整備事業の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。	鳥取県育英奨学事業特別会計	育英奨学事業の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。	鳥取県公債管理特別会計	公債費の経理を明確にすること。	鳥取県給与集中管理特別会計	職員給与費の経理を円滑に行うこと。
名 称	設置目的																						
鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計	用品の調達その他事務の集中管理事業の円滑な運営及びその経理の適正化を図ること。																						
鳥取県収入証紙特別会計	収入証紙の売りさばき及び収入証紙による収入を適正に運営すること。																						
鳥取県県営林事業特別会計	県営林事業の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。																						
鳥取県県営境港水産施設事業特別会計	鳥取県県営境港水産物地方卸売市場の事業の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。																						
鳥取県県立学校農業実習特別会計	県立学校における農業実習の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。																						
鳥取県天神川流域下水道事業特別会計	天神川流域下水道事業の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。																						
鳥取県港湾整備事業特別会計	港湾整備事業の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。																						
鳥取県育英奨学事業特別会計	育英奨学事業の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。																						
鳥取県公債管理特別会計	公債費の経理を明確にすること。																						
鳥取県給与集中管理特別会計	職員給与費の経理を円滑に行うこと。																						
(3) 歳入及び歳出	各特別会計における歳入及び歳出の項目を定める。																						
(4) 弾力条項の適	鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計は、地方自治法の規定により弾力条項を適用することができる。																						

用	弾力条項...普通地方公共団体の長は、条例で定める特別会計について、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費に使用することができる。
(5) 施行期日等	ア 施行期日は、次のとおりとする。 (ア) 鳥取県給与集中管理特別会計に係る部分 平成19年4月1日 (イ) (ア)以外の部分 公布の日 イ 特別会計の設置に係る個別条例を廃止する。

鳥取県基金条例の新設について

1 条例の新設理由

基金ごとに設定している根拠条例を一本化し、一覧性を確保するとともに、基金の適正な管理を図る。

2 条例の概要

(1) 趣旨	この条例は、鳥取県における基金の設置並びにその管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。	
(2) 設置	ア 地方自治法の規定に基づき、次のとおり、基金を設置する。 (ア) 特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金	
	名称	設置目的
	鳥取県財政調整基金	年度間における財源の調整を図り、もって県財政の健全な運営に資すること。
	鳥取県県立公共施設等建設基金	社会福祉施設、社会教育施設等の施設で県が設置するものの建設費に充てること。
	鳥取県職員退職手当基金	退職手当の支給に要する経費に充てること。
	鳥取県減債基金	県債の償還及び県債の適正な管理に必要な財源を確保し、県財政の健全な運営に資すること。
	智頭鉄道運営助成基金	智頭鉄道により第1種鉄道事業を営む者に対し、当該事業の運営について助成すること。
	鳥取県大規模事業基金	県勢発展の基盤となる大規模事業を円滑に推進するための経費に充てること。
	鳥取県ジゲおこし推進基金	市町村との連携を図りつつ、地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを推進し、もって地域の振興に資すること。
	鳥取県地域環境保全基金	地域の環境保全に関する知識の普及、地域における環境保全のための実践活動の支援等地域に根ざした環境保全活動を推進し、もって地域の環境保全を図ること。
	鳥取県長寿社会対策推進基金	豊かで活力ある長寿社会の実現を図るため、健康、医療、福祉、教育等に関する施策を着実に推進する経費に充てること。
	鳥取県中山間ふるさと農山村活性化基金	中山間地域において、住民が共同して行う農山村が保有する多様な機能の維持及び強化並びに利用及び活用に係る活動を推進し、もって中山間地域の農山村の活性化を図ること。
	鳥取県森林整備担い手育成基金	林業従事者の安全衛生の水準の向上、技術及び技能の向上、厚生福利制度の充実等を推進し、もって森林整備の担い手の育

	成を図ること。
鳥取県環境学術研究基金	県内の大学及び高等専門学校における環境に関する学術研究に対する助成等を行い、もって環境の保全及び快適な環境の創造に関する施策の推進に資すること。
鳥取県農地を守る直接支払基金	中山間地域の農業者に対し直接支払いを実施することにより、農業生産活動を維持し、農地が有する水源かん養機能等の多面的機能を確保すること。
鳥取県森林整備地域活動支援基金	森林所有者等に対し森林の施業の計画的かつ一体的な実施に不可欠な活動を確保するための支援を実施することにより、適切な森林整備を推進し、もって森林の有する多面的な機能を確保すること。
鳥取県産業廃棄物適正処理基金	鳥取県税条例の規定により県に納入し、又は納付された産業廃棄物処分場税を産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生の抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する経費に充てること。
鳥取県森林環境保全基金	鳥取県税条例の規定により森林環境の保全に資するため加算された県民税を森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に資する施策に要する費用に充てること。
鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金	障害者自立支援法に基づく制度の円滑な運営を図ること。

(イ) 特定の目的のために定額の資金を運用するための基金

名 称	設置目的
鳥取県土地開発基金	公用又は公共用に供する土地等をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ること。
鳥取県市町村資金貸付基金	市町村に資金を貸し付けることにより、市町村財政の円滑な運営に資すること。
鳥取県美術品取得基金	美術品を円滑かつ効率的に取得すること。

イ 介護保険法の規定に基づき、次のとおり基金を設置する。

名 称	設置目的
鳥取県介護保険財政安定化基金	市町村の介護保険財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てること。

ウ 国民健康保険法の規定に基づき、次のとおり基金を設置する。

名 称	設置目的
鳥取県国民健康保険広域化等支援基金	国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定に資する事業に必要な費用に充てること。

(3) 積立て等

- ア 基金として積み立てる額等を定める。
- イ 特定目的のための定額資金運用型基金について、次の事項を定める。
- (ア) 必要があるときは、予算の定めるところにより、基金の額を増額することができる。
- (イ) (ア)により増額が行われたときは、基金の額は、増加額相当額増加する。

(4) 管理に関する事項	<p>各基金の管理に関する事項について、基金の運用から生ずる収益の整理等の方法のほか、次の事項を定める。</p> <p>ア 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。</p> <p>イ 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</p> <p>ウ 財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>
(5) 処分	<p>基金を処分することができる事由を定める。</p>
(6) 施行期日等	<p>ア 施行期日は、公布の日とする。</p> <p>イ 基金の設置に係る個別条例を廃止する。</p> <p>ウ 鳥取県税条例について、所要の規定の整備を行う。</p>

国営土地改良事業特別徴収金徴収条例の新設について

1 条例の新設理由

- (1) 県は、国営土地改良事業（以下「国営事業」という。）の施行に係る地域内にある土地（以下「受益地」という。）について一定の資格を有する者（以下「受益者」という。）が国営事業の工事完了公告日以後8年を経過する日までの間に当該土地を国営事業計画の目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合等には、土地改良法に基づき、条例で定めるところにより、当該受益者から特別徴収金を徴収することができることとされている。
- (2) 国営東伯土地改良事業により造成された施設が、平成19年4月から供用開始されることとなった。
- (3) (1)及び(2)にかんがみ、国営事業に係る特別徴収金を徴収するため必要な事項を定める。

2 条例の概要

特別徴収金を徴収するため、必要な事項を次のとおり定める。

(1) 趣旨	<p>この条例は、土地改良法の規定に基づき、国営土地改良事業に係る特別徴収金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
(2) 特別徴収金の徴収	<p>ア 特別徴収金は、受益者が、当該国営事業の工事完了公告日以後8年を経過する日までの間に、次のいずれかに該当する行為（以下「転用」という。）をした場合に徴収する。</p> <p>(ア) 当該土地を国営事業計画において予定した用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合</p> <p>(イ) 自ら目的外用途に供した場合</p> <p>イ アに掲げる者が当該受益地を地区とする土地改良区の組合員であるときは、その者に対する特別徴収金に代えて、当該土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴収する。</p> <p>ウ 当該土地が次のいずれかに該当する場合には、アにかかわらず、特別徴収金を徴収しない。</p> <p>(ア) 当該土地を一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合</p> <p>(イ) 目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等</p>

	により国営事業による利益を受けていないものとなっている場合 (ウ) その他土地改良法施行令に規定する場合
(3) 特別徴収金の額	特別徴収金の額は、アに定める額にウに定める割合を乗じて得た額からイに定める額にウに定める割合を乗じて得た額を差し引いて得られる額を限度として知事が定める額とする。 ア 国営事業につき県が負担する負担金の額 イ 国営事業につき県が市町村から徴収する負担金の額 ウ 転用に係る土地の面積を国営事業の施行に係る地域内の土地の面積で除して得た割合に農林水産大臣が定める割合を乗じて得た割合
(4) 特別徴収金の減免及び徴収猶予	次に掲げる場合には、特別徴収金を減免し、又はその徴収を猶予することができる。 ア (2)のイの場合において、その徴収の原因となった者が、地方税法に規定する徴収猶予又は滞納処分の停止の事由に該当する場合 イ (2)のアに掲げる者が、災害その他やむを得ない理由により特別徴収金の納付が困難であると認められる場合
(5) 施行期日	この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県建設工事等の入札制度を定める手続に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

- (1) 昨今の公共工事をめぐる入札談合事件の摘発が相次いでいる現状にかんがみ、建設工事等の入札制度に関する透明性を確保し、かつ、その在り方について広く県民の合意を得る仕組みの構築が求められている。
- (2) 一方、入札制度の決定は首長の専属的権限とされ、入札制度に関し必要な事項は法令のほか規則で定めることとされているなど、県の入札制度の決定に県民の代表である議会が関与する仕組みになっていない。
- (3) (1)及び(2)にかんがみ、建設工事等の入札制度に関する県の基本的な方針(以下「基本方針」という。)の策定、これに対する議会の承認その他建設工事等の入札制度の決定に係る手続に関し必要な事項を定める条例を制定し、もってその適正な執行に資する。

2 条例の概要

(1) 目的	この条例は、建設工事等の入札制度の決定に係る手続に関し必要な事項を定めることにより、建設工事等の入札制度に関する透明性を確保し、かつ、その在り方について広く県民の合意を得る仕組みを構築し、もって建設工事等の入札の適正な執行に資することを目的とする。
(2) 基本方針の策定	ア 知事は、地方自治法等の規定に基づき、建設工事等の入札制度に関し必要な事項を規則等により定めようとするときは、基本方針を策定し、当該基本方針に基づき定めなければならない。 イ 基本方針には、地方自治法等の規定に基づき知事が定めることとされる事項で、建設工事等の入札制度に係る基本的なものを定めるものとする。
(3) 議会の承認	知事は、(2)のアに基づき基本方針を策定しようとするときは、その内容について

	て、あらかじめ議会の承認を得なければならない。
(4) その他の事項	基本方針の変更については、(2)及び(3)の手続を準用する。
(5) 施行期日等	ア 施行期日は、公布の日とする。 イ 所要の経過措置を講ずる。 ウ この条例は、平成22年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。

鳥取県留置施設視察委員会条例の新設について

1 条例の新設理由

- (1) 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部が改正され、新たに、警察本部に留置施設視察委員会を置き、委員会は、県内の留置施設を視察し、その運営に関し、留置施設業務管理者（警察署長）に対して意見を述べることとされた。
- (2) (1)に伴い、鳥取県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

2 条例の概要

- (1) 委員会について、次のとおり定める。

ア 定数等	(ア) 委員の定数 委員の定数は、4人とする。 (イ) 委員の任期 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 委員は、2回に限り再任されることができる。 (ウ) 委員の解任 公安委員会は、委員たるにふさわしくない非行があったときその他職務の遂行に支障があると認められるときは、委員を解任することができる。
イ 委員長	(ア) 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。 (イ) 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。 (ウ) 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
ウ 会議	(ア) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。 (イ) 警察本部長は、必要があると認めるときは、委員長に対して委員会の会議の招集を求めることができる。 (ウ) 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。 (エ) 会議の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
エ 庶務	委員会の庶務は、警察本部警務部において処理する。
オ その他	アからエまでに掲げるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、公安委

員会規則で定める。

- (2) 施行期日は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日とする。